

親子法改正要綱の解説

第3回 嫡出推定の見直し及び再婚禁止期間の廃止

法制委員会委員 大寄 康弘 (47期)
法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57期)

1 要綱のポイント

(1) 嫡出の推定の見直し

ア 妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定すると
の民法772条1項の規律を維持しつつ、女が婚姻
前に懐胎した子であって婚姻が成立した後に生まれ
たものも、夫の子と推定することとしている（要綱
（以下略）第2の1①）。子が婚姻後に出生している
場合には事実として夫の子である蓋然性があること、
夫婦による子の養育が期待できること等から、この
規律が設けられている。

イ 懐胎時期の推定に関する民法772条2項の規律
を維持しつつ、アの規律の適用の有無について、
外形上明らかな事実である出生時期を基準として
判断できるようにするため、婚姻の成立の日から
200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したもの
と推定する規律を追加している（第2の1②）。

ウ アの場合において、女が子を懐胎した時から子の
出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、
父性推定が重なり得ることから、その子は、その出
生の直近の婚姻における夫の子と推定することとし
ている（第2の1③）。

エ アからウにより子の父が定められた子について、
嫡出否認の訴えによりその父であることが否認され
た場合におけるウの適用においては、嫡出否認がさ
れた者との間における婚姻を除いて、子の父を推定
することとしている（第2の1④）。

(2) 女性に係る再婚禁止期間の廃止

(1)の嫡出推定の見直しにより、父性推定の重複は
生じないこととなるため、女性に係る再婚禁止期間を
定める民法733条を削除することとしている（第2の
2(1)）。これに伴い、同条を引用する規定（民法744
条2項、746条及び773条）について所要の規定の整
備を行うこととしている（第2の2(2)）。

2 本改正の意義・必要性

現行民法の下では、民法772条の嫡出推定を受け
る子に対する嫡出否認の訴えの提訴権者や提訴期間
が厳格に制限され、母は夫の協力が得られなければ嫡
出推定を覆すことができない状況にある。近年、特に
婚姻の解消の日から300日以内に生まれた子について、
（前）夫以外の者との間の子を出産した女性が、その
子が（前）夫の子と扱われることを避けるために出生
届を提出しないという事案、いわゆる無戸籍者問題が
社会問題となっている。今回の見直しは、法相の諮
問を受けて、この無戸籍者問題を解消していく観点
から行われるものであり、子が夫の生物学上の子であ
る蓋然性が高いことを基礎とした上で、子の養育環
境といった事情等も考慮したものである。また、懐胎
を契機として婚姻に至る夫婦の増加といった社会実態
等も踏まえている。なお、要綱では、嫡出否認制度の
見直しも行うこととされている。

3 実務に与える影響

今回の見直しにより、これまで推定されない嫡出子
として親子関係不存在確認の訴えの対象であった者
が、嫡出否認の訴えでなければ嫡出性を否定されない
など、実務に対する影響は大きい。一方で、無戸籍者
の解消という点では、出生届の提出をためらうことの
障害が取り除かれ一歩前進ではあるが、懐胎後に婚姻
が成立していることが必要である点で、課題は残る。

また、推定が及ばない子に関する判例法理（いわ
ゆる外観説）が維持されるか議論があったが、関係
部会では、今回の見直し後も維持されることになる
との理解が示されている（民法（親子法制）部会資料
25-2, p.6）。なお、この点は、今回の見直しによっ
て新たに嫡出子と推定される子にも妥当するかについ
ては、今後の解釈に委ねられることになる。

*本要綱（「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」）は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出
されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。